		中長期目標の期間における業務（特定業務を除く。）の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
	中長期計画に定めた項目	
ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎事業年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎事業年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務（特定業務を除く。）の運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	一　中長期目標の期間における業務（特定業務を除く。）の実績（当該項目が、通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中長期目標及び中長期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務（特定業務を除く。）の運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎事業年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎事業年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務（特定業務を除く。）の運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	

2　機構は、前項に規定する報告書を総務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第六条　機構に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書（特定業務に係るものを除く。）には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期間における業務（特定業務を除く。）の実績（当該項目が、通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ　期間における中長期計画及び年度計画の実施状況

ロ　期間における業務（特定業務を除く。）の運営の状況

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び期間における毎事業年度の当該指標の数値

ニ　期間における毎事業年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務（特定業務を除く。）の運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうち、その実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、前項に規定する報告書を総務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（内部組織）

第七条　機構に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号の離職前五年間に在職していた機構の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として総務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって、再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として総務大臣が定めるものであって、再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

本則に次の一条を加える。

（管理又は監督の地位）

第八条　機構に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号の管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして総務大臣が定めるものとする。

附則第二条中「第一条各号」を「第一条の三各号」に改める。

附則第三条中「第一条」を「第一条の三」に、「第七条」を「第六条」に改める。